

新東名高速道路の一部開通に伴う禁止地域の指定について

1 高速自動車国道等における屋外広告物の規制の現状

(1) 神奈川県屋外広告物条例による禁止地域について

神奈川県屋外広告物条例では、道路周辺の良好な景観の維持という趣旨から、「道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域」（第3条第1項第13号）を、禁止地域として定めている。

ただし、禁止地域においても、自家用広告物（表示面積の合計5㎡以内）など、屋外広告物条例第6条及び同施行規則第2条に規定される適用除外の広告物については、掲出することができる。

(2) 道路に係る禁止地域の指定について

「道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域」については、「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」（昭和53年神奈川県告示第751号）で定められており、道路に係る禁止地域となる区域は、下記①から⑤の道路及びその両外側500m以内の地域（※）とされている。

（※第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）

- ① 東名高速道路
- ② **新東名高速道路**
- ③ 圏央道
- ④ 横浜横須賀道路
- ⑤ 小田原厚木道路

2 新東名高速道路について

(1) 概要

新東名高速道路は、東名高速道路とほぼ並行して、神奈川県から愛知県までを結ぶ路線であり、県内では圏央道から静岡県境までの区間において、2023年度の全線開通を目指して整備が進められている。新東名高速道路の完成後は、東名高速道路や一般国道等と接続することで、神奈川県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが強化される。

(2) 開通の状況等について

神奈川県内では、約35kmの区間について整備が進められており、そのうち、伊勢原ジャンクション～伊勢原大山インターチェンジ間の約2kmが、本年3月7日に開通した。

なお、海老名南ジャンクション～伊勢原ジャンクション間はすでに開通しており、屋外広告物審議会においてそれぞれ諮問後、告示を行っている。

また、伊勢原大山インターチェンジ～秦野インターチェンジ間（約13km）は2021年度中の開通、秦野インターチェンジ～御殿場ジャンクション間（約33km）は2023年度中の開通を予定している。なお、御殿場ジャンクション以西は開通済みである。



3 今回の諮問事項

「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」への追加

- ・新東名高速道路の伊勢原ジャンクション～伊勢原大山インターチェンジ間の開通に伴い、当該区間を条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域に追加する。
- ・新たに禁止地域に指定する区域内の既存の広告物については、施行の日から起算して9年間は、経過措置期間として掲出可能とする。

4 今後のスケジュール（予定）

- 2020年6～7月 屋外広告物審議会諮問・答申
- 2020年8月中旬 告示
- 2020年9月中旬 施行（告示の1か月後）

新東名高速道路部分開通に伴う禁止地域の区域のイメージ図

